

たかねざわ 農委情報

令和5年9月
第134号

編集・発行
高根沢町農業委員会
高根沢町大字石末2053
TEL 675-8108



女性農業委員・農地利用最適化推進委員の選任等に関する意見交換会

7月5日、とちぎ女性農業委員の会の興野会長より野中会長あて農業委員・最適化推進委員への女性の登用に向けた要請書が手渡されました。

農地等の諸申請

(売買・交換・贈与・貸借・転用等)は

毎月10日〆切

(10日が休日の場合は、前開庁日)

主な内容

- 農地を取得するための下限面積が廃止されました！
- 農地を転用する場合の手続きについて！ P2
- 農業者年金で老後の備えを！ P3
- 農業士のお二人を紹介します！ P4
- 農地を所有する皆さんへ！ P5
- 就農しました！／農業委員会活動報告 P6

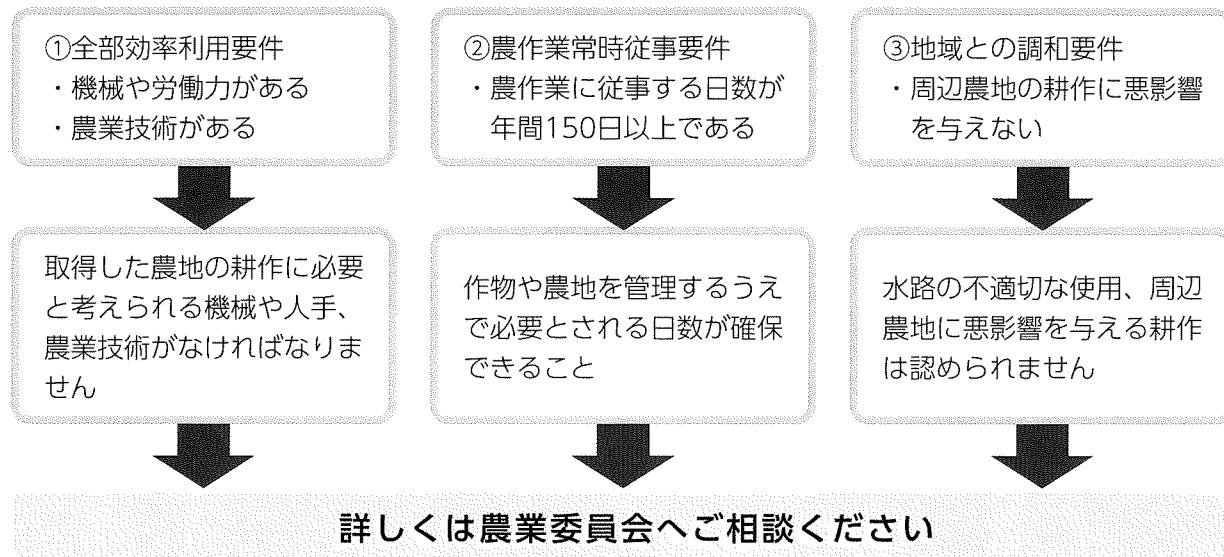
農地を取得するための下限面積が廃止されました！

令和5年4月1日から農地法第3条の下限面積要件が廃止されました。

廃止の理由は、農家の減少・高齢化が進むなか、経営規模に関係なく意欲を持って農業に新規参入される方を増やし、農地の利用を推進していくことにあります。

そのため、面積要件が廃止されても農地を取得するための下記の要件はそのままですので、農地取得後の不耕作や資産化目的、転用前提での農地の取得はできません。

《《 農地取得のための要件 》》



ワンポイント！

住居に近接した10アール程度までの狭小農地を取得したい場合は農業委員会へご相談ください。(農地を耕作することが前提です！)

農地を転用する場合の手続きについて！

農地を農地以外の地目に変更する場合、農地法の許可申請または届出が必要です。

無断で転用してしまうと農地法違反となり、3年以下の懲役または300万円以下の罰金が適用される場合があります。

○農地の転用手続き

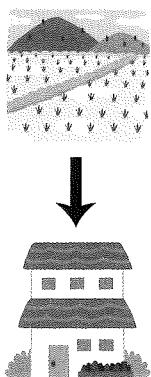
・農地の所有者が自分で農地を農地以外の目的に使う場合 【農地法第4条】

・農地を借りるか購入して農地を農地以外の目的に使う場合 【農地法第5条】

※市街地は農業委員会への届出のみ、市街化調整区域は農業委員会をとおし、県への許可申請となります。転用できるかどうかは、申請前にお問い合わせください。

・長期間（20年以上）農地としての利用がなく、農地としての利用ができなくなった土地を別の地目に変える場合 【非農地証明願】

※違反転用した結果など悪質な場合は、非農地証明できません。また、申請によらず農業委員会の調査で非農地として判断する場合があります。



農業者年金で老後の備えを！

●あなたの老後の備えは十分ですか？ 老後の備えは国民年金プラス農業者年金で！

農業者年金へは・・・

国民年金第1号 被保険者

※国民年金保険料納付免除者を除く

年間60日以上

農業に従事

60歳未満

3つの条件を満たせば、どなたでも加入できます！

◎農業者年金 **6つ** のポイント！

1. 農業者なら広く加入できる

加入にあたり、農地の権利名義は必要ありません。

2. 積立方式・確定拠出型で少子高齢時代に強い

制度発足以降20年間の運用利回り平均は、2.94%で、運用益は年金原資として積み上がります。

3. 保険料の額を自由に決められる

保険料は月額2万円（35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円）から6万7千円まで加入者が選択でき、いつでも見直しできます。

4. 終身年金。80歳前に亡くなられた場合は死亡一時金がある

80歳前に亡くなっても、死亡一時金が遺族に支給されます。

5. 税制面の優遇措置がある

保険料は全額社会保険料控除となり、所得税や住民税などの節税になります。

6. 一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助がある

認定農業者で青色申告の方などは政策支援（保険料の国庫補助）が受けられます。

⚠ ご注意！ 農業者年金を受給されている方へ！

- ① 後継者が転出した（または亡くなった）
- ② 後継者や他の農業者に貸していた農地や農業施設の返還を受けた
- ③ 相続や売買で、農地や農業施設を新たに取得した
- ④ 農業を営む会社や法人の構成員（社員、株主、組合員など）になった
- ⑤ 後継者に貸した農地などを転用（宅地など農業以外の利用）した

これらに該当していた場合、さかのぼって年金を返還いただく可能性があります。

事前にご相談いただくことで受給を継続できる場合がありますので、該当しそうな場合、農業委員会にご相談ください。

農業士のお二人を紹介します！

高根沢町の新たな農業士、小島敬介さん（大谷、47）と黒内智治さん（大谷、47）を紹介いたします。

農業士とは、県から認定された模範的な農業経営などを実践し、地域農業の振興のための活動と青年農業者などの育成指導を行っていく農業者です。高根沢町では現在17名が活躍中で、小島さんと黒内さんは本年新しく認定されました。

小島敬介さんは平成21年、結婚を機に就農しました。農業に関しては全くの素人でしたが、義父のもとで経験を積み、経営基盤を引き継いだ現在は、約40ヘクタールの農地で米、麦、大豆を生産しています。

小島さんのこだわりは、良質な作物の生産のための土づくりで、減化学肥料化のための鶏ふんの投入、減農薬化としてドローンなどICT機械の活用による効果的な病害虫防除といった取り組みを進めています。

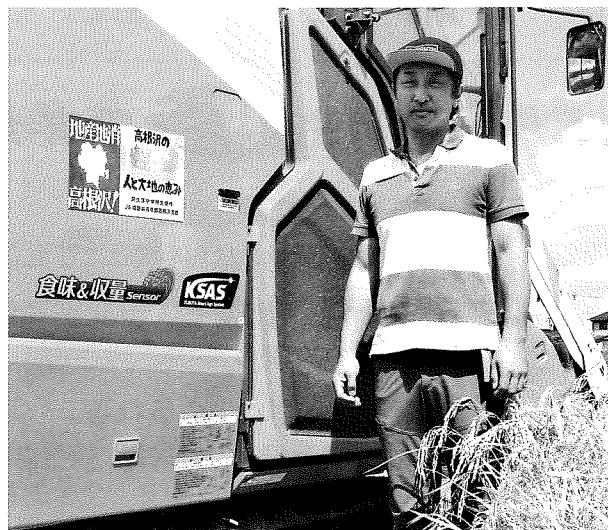
こうして生み出される作物のうち、米を町内の学校給食に提供しています。地元のお米の美味しさを子供たちに伝え、PRしていくことをことです。

黒内智治さんは酪農家の家庭に生まれ、家業を継ぐために県農業大学校で畜産を学び、平成10年に父親の経営を引き継ぐ形で就農しました。

現在は約38ヘクタールの農地で、酪農、水稻、麦、飼料用作物を生産しています。

今後も経営規模を拡大していく予定で、経営の効率化のためにGPS搭載の最新の大型機械や圃場管理のソフトウェアなど、先端技術を積極的に導入した経営に取り組んでいます。

地域では酪農家の休暇や急用の際、代わりに作業を行う酪農ヘルパーの理事も務めており、仲間のために自分の機械を役立てている一方、自ら制度を活用することで旅行やゴルフなど余暇も楽しめているとのことです。



小島 敬介さん



黒内 智治さん

お二人は、今後も地域農業の担い手として中心的な役割を担っていくことでしょう。

農地を所有する皆さんへ！

農地の利用状況調査（農地パトロール）を実施しました！



農地パトロール中の委員のメンバー

農業委員会では、年1回、農業委員と農地利用最適化推進委員により、農地の状況について現地調査を行っています。（一斉調査。委員個別による調査は随時）

今年は8月29日に実施いたしました。

調査の結果、雑草が繁茂するなど、適切な管理がされていない農地の所有者には、適切な維持管理を図り、農地の荒廃化を防ぐよう、通知をいたします。

「人・農地プラン」から「地域計画へ」！

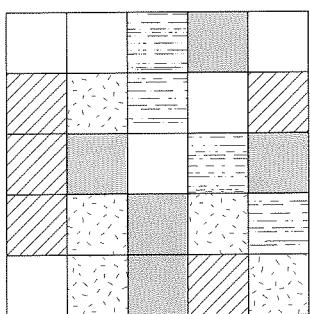
「地域計画」とは、「人・農地プラン」を法定化し、地域で目指すべき将来の農地利用の形を明確化するものです。

本町では、令和7年3月31日までに市街化区域を除く16地区の「地域計画」を策定することになっています。

○目標地図とは？

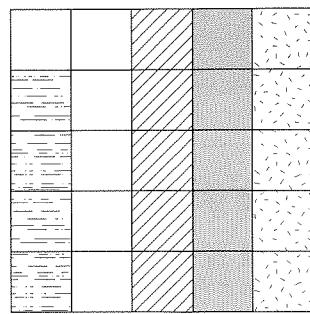
10年後に誰がどこの農地を耕作しているか、将来の農地利用の姿を農地の出し手、受け手の意向を反映して地図上に落とし込んだものです。

現状（耕作者のばらつき）



圃場の生産効率が悪い

目標地図（集積・集約）



生産効率アップ！

- ▶出し手の意向
貸したい・売りたい
- ▶受け手の意向
経営拡大、まとめたい

農業委員会では、「地域計画」で必要な目標地図の素案を作成するため、農地を所有、耕作する皆さまの意向調査を行います。今後、対象となる方あてに調査用紙を郵送いたしますので、ご協力をお願いいたします。

就農しました!



村上 芽衣さん(46) [宝積寺]

営農類型：ぶどう・春菊



★就農したきっかけは？

介護の仕事をしていましたが、離農した父のぶどう園が遊休農地化しており、活用を考えなければなりませんでした。もともとぶどう園の再開を考えていたこと、自立した仕事をしたかったことから、自ら就農することを考えていましたが、夫を始めとした家族の全面的な理解と協力が得られたため、就農に踏み切れました。

★就農して良かったことは？

自立した仕事としてやりがいがあること。ぶどうのほか、春菊の栽培にも取り組み、JAの春菊部会にも加入しました。先輩農家からのアドバイスが大変心強く感じています。

★これからの目標は？

ぶどうは出荷できるまでに数年かかるため、あえて新品種の栽培に取り組んでいます。まだ未活用の農地があるため、栽培する作物の種類も増やしていきたいと思っています。

6月14日(水)
申請地現地調査
6月20日(火)
農業委員・最適化推進委員
研修会
農業委員会定例総会

5月16日(火)
申請地現地調査
5月22日(月)

農業委員会定例総会・全協
農業委員会定例総会・全協
3月】
3月20日(月)
4月】
4月20日(木)

申請地現地調査
農業委員会定例総会・全協
1月20日(金)
2月
2月15日(水)
申請地現地調査

農業委員會活動報生日
— 1月 ~ 8月 —

農地や水路の適切な管理のお願い!

雑草等が繁茂した農地は、病害虫の発生や不法投棄の原因となり、周辺農地や住家へ迷惑をかけます。

草刈りや耕起等、適切な管理をお願いします。



◆7月14日(金)
申請地現地調査
◆7月20日(木)
農業委員会定例総会・全協
◆8月17日(木)
申請地現地調査
◆8月21日(月)
農業委員会定例総会・全協
◆8月29日(火)
全町農地パトロール

委員長 委員長 委員長 委員長 委員長 委員長 委員長

菊齋加斎野佐小增石
地藤藤藤中藤堀渕塚
修悦 浩照正良富啓
士
一男董寔雄一三子子

農委情報編集委員

く、物価高も重なり、世間で良い話をあまり聞かない中、高根沢町から二名の農業士が誕生するなど、喜ばしい話題もありました。今後も農地に関する事は、農業委員会へご相談ください。

編集後記

農地を活かし、担い手を応援する **全国農業新聞**



NATIONAL
AGRICULTURAL
NEWS

毎週金曜日発行
購読料：月 700 円

お申し込みは農業委員会
TEL 675-8108まで